

平成29年第2回定例会（9月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

平成29年 9月20日
観光文化スポーツ部

【補正予算関連】

観光振興課	秋田のインバウンド誘客促進事業について	-----	1
秋田うまいもの販売課	総合食品研究センターの研究機器整備について	-----	3
	東京アンテナショップ運営事業の債務負担行為の設定 について	-----	4

【議案(条例)関連】

観光振興課	秋田県旅行業登録等手数料徴収条例の一部を改正する 条例案について	-----	6
-------	-------------------------------------	-------	---

秋田のインバウンド誘客促進事業について
(東北観光復興対策交付金)

観光振興課

1 目的

訪日外国人旅行者の更なる誘客を図るため、新たに香港及び広州等でのプロモーションを展開するほか、「あきた美人」に着目した観光コンテンツの充実・強化を図る。

2 概要

(1) 香港・広州等誘客促進事業【新規】

① 「雪の秋田」誘客促進事業

香港及び広州市周辺において、冬の秋田の情報発信を強化して本県の認知度向上を図るほか、国内の航空会社や提携旅行エージェント等と連携して、秋田泊旅行商品の造成を促進する。

- ・実施内容：冬季PR動画の制作及びWEBサイトでの配信
イベント等を活用したPR
国内線乗継利用による冬季旅行商品の造成支援

② 天津市観光交流促進事業

今年11月に「観光交流に関する覚書」を締結予定の天津市において、メディア等を活用した情報発信などにより、本県の認知度向上を図る。

- ・実施内容：メディアやSNSユーザーなどのインフルエンサー等の招へい
路線バスへのラッピング広告の掲出

(2) “あきたで美人に！”推進事業【新規】

「あきた美人」を育んできた食や自然環境、温泉等の各種コンテンツについて、対象市場のニーズや特性に応じて内容の充実を図るとともに、メディアやSNSユーザーなどを活用して情報発信し、認知度向上を図る。

- ・対象市場：台湾・韓国・中国・香港・欧米
- ・実施内容：対象市場別に各種コンテンツをブラッシュアップしセールスを強化
“あきたで美人に！”をテーマとしたPR動画の制作及びWEBサイトでの配信

<想定されるコンテンツ>

【自然環境・生活文化】

温泉、森林セラピー、トレッキング、おぼこ体験、農村文化、ネイチャーヨガ

【食事・美容】

じゅんさい、発酵食（麴、味噌）、日本酒、美容商品（じゅんさいパック、美肌体験）

【体験・伝統文化】

あきた舞妓、ドレスや着物の試着体験、盆踊り（西馬音内、毛馬内、一日市）、竿燈お囃子

3 予算額 54,169千円

(1) 香港・広州等誘客促進事業 32,895千円

内訳	・ 報償費	200千円
	・ 旅費	3,842千円
	・ 需用費	300千円
	・ 役務費	300千円
	・ 委託料	28,203千円
	・ 使用料及び賃借料	50千円

(2) “あきたで美人に！” 推進事業 21,274千円

内訳	・ 旅費	1,249千円
	・ 需用費	250千円
	・ 役務費	250千円
	・ 委託料	19,505千円
	・ 使用料及び賃借料	20千円

総合食品研究センターの研究機器整備について

秋田うまいもの販売課

1 目的

県内企業の魅力ある商品開発への技術的支援や研究活動の円滑な推進を図るため、総合食品研究センターの研究機器を整備する。

2 概要

(1) 事業内容

電源立地地域対策交付金を活用し、緊急に整備する必要のある研究・分析装置の周辺機器を更新する。

(2) 購入機器

- ① X線回折装置制御解析用パソコン・ソフトウェア 1, 664千円
米などに含まれる澱粉の状態を計測する装置のデータ処理用コンピュータ及びソフトウェアを更新する。
- ② 分光光度計試料自動交換装置 480千円
ブドウ糖の濃度測定を行う分光光度計に付属する試料自動交換装置を更新する。

3 予算額 1, 598千円 (備品購入費)

内訳	〔	・ 機器購入費	2, 144千円	〕
		・ 当初予算計上した機器購入費の請負差額	△ 546千円	

東京アンテナショップ運営事業の債務負担行為の設定について

秋田うまいもの販売課

1 目的

今年度末で店舗の賃貸借契約期間が満了する東京アンテナショップ「あきた美彩館」について、来年度以降も現地で営業を継続するため、今年度内に新たな賃貸借契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定する。

2 債務負担行為を設定する期間

平成30年度から平成34年度まで（5年間）

3 賃貸借契約の内容

- ・契約の相手先：(株)京急ショッピングセンター
- ・所在地：東京都港区高輪4丁目10番8号
京急ショッピングセンター ウィング高輪 WEST-III
- ・店舗面積：323.26㎡（97.79坪）
- ・賃料：57,032千円／年（限度額）
- ・敷金：35,205千円 賃料月額（消費税抜）の8ヵ月分（予定）
- ・契約締結：平成30年3月（予定）

4 今後のアンテナショップの運営方針

- ・本県の「食」「物産」「観光」を一体的に売り込むことで、県産品の認知度向上を図るとともに、ブランド化を推進する拠点としての役割を担う。
- ・首都圏における「秋田への入口」として、「いつでも秋田を味わえる」「体験できる」店舗を展開するとともに、顧客ニーズに即した販売形態の多様化を図る。
- ・商品の販売や料理の提供を通じた首都圏マーケット情報の収集と県内事業者への情報のフィードバックに努め、県内事業者の「売れる商品づくり」を推進する。
- ・若い世代や外国人などの客層を拡大するとともに、積極的なイベント展開などにより、東京オリンピック開催を見据えた本県への誘客に努める。

5 平成30年度以降の管理運営業者

管理運営業者を公募し、企画提案競技により選定する。

(1) 主な公募条件等

① 委託業務の内容

県産品の展示・販売、県産食材を主体とした秋田ならではの料理の提供と、本県への誘客につなげるための「食」「物産」「観光」の情報発信などを行う。

特に、アンテナ機能の強化、客層の拡大に向けた取扱商品の見直しや多言語対応、店舗前広場での効果的なイベント開催による誘客促進などに取り組む。

② 資格要件

- ・物販業または飲食業のいずれか、もしくは両方を営んでいる者
- ・県内に本社及び店舗を有し、営業している者
- ・応募者が店舗全体を直営すること など

③ 委託期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

④ 管理運営業者の費用負担

1) 負担金

飲食スペース及び多目的スペースに係る負担金として、県が支払う賃料の一定割合に相当する額

2) 広報費等

物販部門の売上額の一定割合に相当する額

3) 保証金

県が支払う賃料（消費税抜）の1ヵ月分に相当する額

(2) 今後のスケジュール（予定）

平成29年10月下旬	公募（1ヵ月半程度）
12月下旬	企画提案競技、審査会
平成30年 3月	管理運営業務委託の契約締結

6 債務負担行為額（限度額）

320,365千円

（使用料及び賃借料）

内訳	〔	・賃借料	285,160千円	〕
		・敷金	35,205千円	

秋田県旅行業登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

観光振興課

1 改正理由

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律等による旅行業法等の一部改正に伴い、新たに旅行業法第23条に規定する旅行サービス手配業の登録を受けようとする者から手数料を徴収する必要がある。

2 改正内容

秋田県旅行業登録等手数料徴収条例第2条第5項に、旅行サービス手配業の登録を受けようとする者から申請1件につき17,000円の手数料を徴収する規定を設ける。

3 施行期日

この条例は、平成30年1月4日から施行する。ただし、この条例の施行に関しては、所要の経過措置を規定し、公布の日から施行する。

【参考】旅行サービス手配業（いわゆるランドオペレーター）について

報酬を得て、旅行者（外国旅行者を含む）の依頼を受け、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で代理契約・媒介・取次を行う事業。